

令和2年9月 7日 開会

令和2年9月17日 閉会

令和2年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

9月7日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
報第5号について（提案説明・質疑）	4
議第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6
議第37号について（提案説明・採決）	8
議第38号について（提案説明・採決）	10
議第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）	11
議第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第41号について（提案説明・委員会付託）	13
議第42号について（提案説明・委員会付託）	20
議第43号について（提案説明・委員会付託）	21
議第44号及び議第45号について（提案説明・委員会付託）	22
認定第1号から認定第6号までについて（提案説明・委員会付託）	24
散会	38
会議録署名議員	39

9月17日（木）

議事日程	41
議長及び出席議員	41
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	42
職務のために出席した者	42

開議	4 3
会議録署名者決定	4 3
一般質問	4 3
5番 大平文雄議員	4 3
8番 岩田讓治議員	4 8
2番 渡邊裕光議員	5 2
4番 坂 悟議員	5 4
1番 石原英一議員	5 8
3番 傍嶋邦博議員	6 2
7番 碓井昭夫議員	6 6
委員会報告	7 0
議会改革特別委員会	7 0
民生文教常任委員会	7 1
総務産建常任委員会	7 1
議第41号について（質疑・討論・採決）	7 3
議第42号について（質疑・討論・採決）	7 3
議第43号について（質疑・討論・採決）	7 3
議第44号について（質疑・討論・採決）	7 4
議第45号について（質疑・討論・採決）	7 4
認定第1号について（質疑・討論・採決）	7 4
認定第2号について（質疑・討論・採決）	7 5
認定第3号について（質疑・討論・採決）	7 5
認定第4号について（質疑・討論・採決）	7 5
認定第5号について（質疑・討論・採決）	7 6
認定第6号について（質疑・討論・採決）	7 6
議第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 7
議第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）	8 0
閉会	8 5
会議録署名議員	8 6

令和2年9月7日（第1日）

議 事 日 程 (令和2年9月7日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第7号 専決処分書
- 日程第4 議第36号 専決処分の承認について
専第8号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議第37号 安八町功労者表彰について
- 日程第6 議第38号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第7 議第39号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第8 議第40号 G I G Aスクール構想による校内LAN整備業務委託契約の締結について
- 日程第9 議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第44号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議第45号 町道路線の認定について
- 日程第14 認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石原 英一	2番 渡邊 裕光	3番 傍嶋 邦博
4番 坂 悟	5番 大平 文雄	6番 西松 巖
7番 碓井 昭夫	8番 岩田 讓治	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
会計管理者兼 税務課長 坂 優	民生調整監兼 住民環境課長 吉村 等
建設調整監兼 産業振興課長 岡田 立	総務課長 山田 靖
企画調整課長 大平 共美	福祉課長 坂 和由
建設課長 河合 一	学校教育課長 堀 隆志
生涯学習課長 今村 厚士	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田中 弓	書記 定益 直子
書記 土岐 寿徳	

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和2年第3回安八町議会定例会初日を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 岩田讓治君、10番 渡邊明博君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの11日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和2年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御出席賜り、誠にありがとうございます。

今年の8月、岐阜では最高気温が35度以上という真夏日が21日という記録的な猛暑となりました。そのような中で、これまでも多くの議員さんから御提言いただき課題となっております、こども園のエアコンの整備につきましては、新型コロナウイルス対策の交付金を活用することにより、整備を進めさせていただいているところでございます。この夏につきましては、整備

が間に合わず、水冷式の冷風機で対応させていただきましたが、一連のエアコンの整備につきましては、御理解、御協力いただきましてありがとうございました。

9月に入り、本格的な台風シーズンを迎えます。ここ数日間の間にも、台風9号・10号により、各地で甚大なる被害がもたらされております。我が町も、昭和51年の9・12水害という未曾有の大水害に見舞われております。本年も、長良川堤決壊日の9月12日には安全祈願祭を執り行わせていただきます。また、併せて当日職員による非常招集訓練、避難所設営訓練も予定しております。過去の苦い経験を風化させることのないよう、災害対策への取組も強化してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対策でございますが、岐阜県では、9月に入り第2波非常事態宣言が解除されましたが、コロナハラスメントという新たな課題への対応や、9月議会の補正でも多くの施策が盛り込まれております。本町でも、本定例会の補正予算にコロナ対策関連の事業費を盛り込んでおります。一刻も早い終息を願うところでございますが、引き続き感染症拡大防止や新たな波への備えなど、できる限り万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

本定例会には、専決処分の報告1件、議案として専決処分の承認、人事案件、契約案件、令和2年度一般会計・特別会計補正予算、令和元年度決算認定など16件を提出いたします。

個々の案件につきましては、担当より御説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく御願いたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の日程表を1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

報第5号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第7号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第1号）として、次のとおり専決処分する。

令和2年8月11日専決、安八郡安八町長。

安八町長は、今回令和2年7月13日、14日に発生しました町道の穴ぼこによる車両のパンク事故3件に関しまして、それぞれ相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げます。

記といたしまして、その1の令和2年7月13日発生の車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要、令和2年7月13日午後3時50分頃、安八町森部180番地先にて、町道の穴ぼこにより、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが破損した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として1万8,128円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

次に、その2の令和2年7月13日発生の車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

2. 事故の概要、令和2年7月13日午後4時30分頃、安八町牧4197番1地先にて、町道の穴ぼこにより、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが破損した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万4,952円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

最後に、その3の令和2年7月14日発生車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要、令和2年7月14日午前3時20分頃、安八町牧4197番1地先にて、町道の穴ぼこにより、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが破損した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万9,400円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御報告させていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを終わります。

議長 日程第4、議第36号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議第36号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第36号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いいたします。

専第8号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億3,194万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月11日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

9ページは歳入、10ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額74億3,180万6,000円から13万4,000円を増額し、74億3,194万円とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

全て特定財源でございますので、歳出で御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の13万4,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入13万4,000円は、総合賠償補償保険からの13万4,000円でございます。節区分、補償、補填及び賠償金13万4,000円は、令和2年7月13日、14日に発生しました安八町内の町道の穴ぼこによる車両のパンク事故3件に関しまして、安八町の相手方に関して損害賠償金を支払うものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり承認いたしました。

議 長 日程第5、議第37号 安八町功労者表彰についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第37号 安八町功労者表彰につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議案書につきましては13ページでございます。

議第37号 安八町功労者表彰について。

町の功労者を別紙のとおり選定したいので、安八町功労者表彰条例（昭和42年安八町条例第13号）第2条の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、表を御覧いただきたいと思います。

表彰者の関係でございます。

まず、名誉町民の称号の贈呈につきましては、1名の方に贈呈をさせていただきたいと考えております。なお、お名前の敬称は省略をさせていただきます。

小川徳喜、安八町中須61番地、昭和13年12月22日生まれ。小川氏の功績は、皆様も十分御承知のとおりでございます。町の職員として奉職された後、町長として4期16年の長きにわたり、安八町の発展に御尽力をされた方でございます。よって、名誉町民章を贈り、長くその名誉をたたえたいと考えております。

次に、町議会議員の関係につきましては、3名の方を表彰させていただきます。

たいと考えております。

お一人目、古澤榮一、安八町西結1635番地、昭和14年7月13日生まれ。

お二人目、野中裕一郎、安八町東結174番地の4、昭和40年1月22日生まれ。

3人目、山中美恵子、安八町南今ヶ淵800番地、昭和15年8月22日生まれ。

続きまして、消防・防災につきましては、お一人の方を表彰させていただきたいと考えております。

堀知靖、安八町西結1576番地、昭和18年1月2日生まれ。

続きまして、農業振興関係では、お一人の方を表彰させていただきたいと考えております。

安田篤夫、安八町大野598番地、昭和14年1月3日生まれ。

続きまして、体育振興関係であります。お一人の方を表彰させていただきたいと考えております。

小川文雄、安八町中須330番地、昭和23年6月9日生まれ。

続きまして、寄附の関係です。お一人の方を表彰させていただきます。

安藤重壽、東京都世田谷区東玉川二丁目3番16号、昭和17年3月30日生まれ。安藤氏におかれましては、ハートピアにあります輪中文庫、いわゆる萬壽男文庫に多くの書籍を寄贈いただいた方でございます。それ以降も、長年にわたり、町に対して多額の寄附を頂いております。

続きましては、町の職員関係で8名を表彰させていただきたいと考えております。

渡辺浜幸、安八町牧3524番地の4、昭和26年4月21日生まれ。

棚橋直仁、安八町大明神281番地、昭和29年8月13日生まれ。

服部正樹、安八町西結2571番地の1、昭和31年3月31日生まれ。

渡邊毅、安八町牧1807番地の1、昭和31年12月24日生まれ。

安藤加豆子、本巢市小柿235番地の4、昭和33年5月27日生まれ。

高橋昭裕、安八町北今ヶ淵1015番地、昭和33年9月17日生まれ。

西松博美、安八町南條341番地、昭和34年5月7日生まれ。

最後に、堀芳弘、安八町西結2098番地、昭和34年9月8日生まれ。

この16名の方につきましては、いずれの方も規定を満たし、かつ安八町の発展に多大な功績を残された方でございます。つきましては、今年度開催を

予定しております安八町合併65周年記念式典での場で表彰させていただきたいと考えております。どうか御同意を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第38号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第38号につきまして、まず議案を朗読させていただきまして、その後提案説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

議第38号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結1251番地の20。氏名、西山直広。生年月日、昭和45年8月26日生まれ。

西山直広氏におかれましては、昨年10月より教育委員として就任いただいておりますが、この9月30日をもって前任者の残任期間が終了いたします。結小学校、そして東安中学校のPTA会長を歴任され、学校現場に深く関わってこられた経験を生かして、教育委員として現在活躍をされておられます。今後も、町の教育の発展に必ずや御尽力いただけるものと思ひ、今回上程をさせていただきました。

どうぞ御理解いただき、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり同意をいたしました。

議長 日程第7、議第39号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議第39号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第39号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更について。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を変更するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、委託契約金額（令和元年6月21日議決 議第35号）中「1億2,000万円」を「9,450万円」に変更する。

本件につきましては、安八浄化センターの長寿命化に伴う水処理設備・汚泥処理設備に係る各種ポンプ等の更新工事を日本下水道事業団に全面委託し、本年度末までの予定で現在施行しております。事業団の実施した一般競争入札による入札差金、工事内容の精査に伴い、委託契約金額が2,550万円減額となり、協定内容を変更したいため、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり可決しました。

議長 日程第8、議第40号 G I G Aスクール構想による校内LAN整備業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 21ページをお願いいたします。

議第40号につきまして、朗読並びに御説明いたします。

議第40号 G I G Aスクール構想による校内LAN整備業務委託契約の締結について。

次のとおり契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、6,050万円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市築捨町5丁目69番地1、中部事務機株式会社大垣支店、代表取締役 辻慶一。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

議長 日程第9、議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の23ページをお願いいたします。

議第41号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,963万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億1,157万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

25ページは歳入、26ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額74億3,194万円から2億7,963万2,000円を増額し、77億1,157万2,000円とするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

なお、補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、臨時財政対策債の限度額を2,170万円増額し、2億3,670万円とし、

地方債合計を5億530万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

28ページの上段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の9,752万6,000円でございます。これは、令和2年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

29ページの下段、款項目とも繰越金、補正額、増額の85万3,000円でございます。これは令和元年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

30ページの下段、款項とも町債、目の臨時財政対策債、補正額、増額の2,170万円でございます。これは、令和2年度の普通交付税の算定に基づきまして、発行可能額の確定に伴い、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算にも、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源を有効に活用した事業予算を計上しておるところでございます。

それでは、総務課に関わる補正予算につきまして御説明いたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の700万円でございます。財源内訳といたしましては、特定財源で国庫支出金の700万円はコロナの交付金で、総務費国庫補助金でございます。特別定額給付金の給付事業といたしまして、節区分、負担金、補助及び交付金の交付金700万円は、町単独の特別定額給付金給付事業でございます。国の特別定額給付金事業の給付対象者は、令和2年4月27日の基準日において住民基本台帳に記録されている方が対象者であります。そこで、今回町の単独事業といたしまして、基準日以降に出生された方に対しても、国の給付金と同様に10万円を給付するものでございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の3,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金3,000万円はコロナの交付金で、総務費国庫補助金でございます。公共施設維持管理経費として、節区分、委託料の業務委託3,000万円は、公共施設の建物等、劣化診断に係る調査経費を補正するものでございます。

1つ飛んで、目の財政調整基金費、補正額、増額の1億1,200万円でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

次に、目のふるさと基金費、補正額、増額の1,220万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金1,220万円はふるさと寄附金でございます。これは、新たに開設しましたふるさと納税サイトにより、安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

32ページの下段、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額はございません。さきの第2回安八町議会定例会でお認めいただきました一般会計補正予算（第3号）の農業振興推進対策事業に係る財源内訳の変更をお願いするものでございます。今回、新たな県補助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金が創設されまして、当該補助金を県へ要望しておりましたところ、70万円の内示をいただいたところでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページの上段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、増額の6,896万3,000円でございます。ここでの補正予算は、企画調整課で行う商工総務事務経費と総務課で行うプレミアム商品券事業の2つの事業予算でございます。

それでは、総務課で行う事業から説明いたします。

この事業は、地域経済の活性化を図るため、町内全世帯を対象にプレミアム付商品券を発行する事業でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金2,723万3,000円はコロナの交付金の総務費国庫補助金で、そのうち当該事業に係ります財源といたしましては、2,013万3,000円ござい

ます。次の県支出金820万円は、先ほどの地域の活力補助金の総務費県補助金で、そのうち当該事業の財源としては230万円でございます。その他の寄附金53万円はコロナの対策交付金で、諸収入3,300万円がプレミアム商品券の販売代金でございます。節区分、需用費の消耗品費10万円は事務用品購入代で、印刷製本費200万円は引換券やプレミアム商品券などを印刷するための経費であります。役務費の通信運搬費230万円は簡易書留の郵送料で、手数料108万9,000円は金融機関への換金手数料でございます。委託料の業務委託97万4,000円は、金融機関でのプレミアム商品券を販売していただくための業務委託料でございます。負担金、補助及び交付金の補助金6,250万円のうち4,950万円は、プレミアム商品券の取扱事業所・店舗への商品券代を支払うための補助金でございます。

次に、33ページの中段、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の2,731万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金2,202万5,000円はコロナの交付金の総務費国庫補助金で、次の県支出金407万円は補助率2分の1の避難所生活環境確保事業費補助金で、コロナ対策に伴う消防費県補助金でございます。節区分の需用費、消耗品費の219万円は、防災服等の更新に係る経費でございます。次の工事請負費1,500万円は、避難所等においてスマートフォンやタブレット等での情報通信手段を確保するため、Wi-Fi環境の整備を行うための経費でございます。次の備品購入費1,012万円は、災害時の避難所におけるコロナ感染症対策といたしまして、避難者の避難所生活の改善につなげるため、段ボールパーティション、災害避難所用間仕切り、それから簡易組立て式テントの資機材を整備するための経費でございます。

1枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

35ページの下段、款項目とも予備費、補正額、増額の252万3,000円でございます。年度中途における緊急事態に備えるため、増額するものでございます。

議長 続きまして、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、31ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、事業名、企画振興経費、補正額500万円。節区分、役務費121万円。内訳といたしまして、通信運搬費75万

円、手数料46万円。委託料、業務委託360万円。使用料及び賃借料19万円。これらはふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料等を計上しているものでございます。

続きまして、33ページ上段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、事業名、商工総務事務経費でございます。補正額6,896万3,000円のうち、企画調整課分といたしまして、増額の1,300万円。財源内訳といたしましては、全て特定財源でございます。国庫支出金2,723万3,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金710万円、県支出金820万円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金140万円、岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金450万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金6,250万円のうち1,300万円でございます。国の雇用調整助成金の上乗せといたしまして、町内に事業所を有する中小事業者を対象に、事業者負担の一部を助成するものでございます。また、雇用調整助成金の申請をする際に、社会保険労務士等に依頼した中小企業者を対象に、手続に要した代行報償費の一部を補助するものでございます。また、6月補正でお認めをいただいております新型コロナウイルス感染症拡大防止助成金の対象事業所数の増により、今回増額補正を計上するものでございます。

議長 次に、民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 それでは、31ページに戻っていただきまして、下の表でございます。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額232万7,000円。財源内訳として、国庫支出金232万7,000円は国庫支出金の総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金232万7,000円。節区分として、委託料の業務委託232万7,000円は、マイナンバーカードの利用のうち、国外へ転出された方のマイナンバーカードの利用のために住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

議長 次に、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書は、30ページの上段をお願いします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の3,628万8,000円。そのうち、療養給付費返還金389万円及び保健事業費返還金49万8,000円は、とも

に令和元年度後期高齢者医療費の確定による県広域連合からの返還金でございます。

続きまして、1枚めくっていただき、32ページをお願いします。

歳出の民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額、増額の334万3,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は福祉医療事務経費で、令和元年度の医療費の確定により、国へ24万3,000円、県へ310万円を返還するものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、保育所費、補正額、減額の999万5,000円。説明欄中、こども園保育経費は、新型コロナウイルス感染症対策として保護者の経済的負担軽減のため、給食費1か月分を免除するものでございます。財源内訳の特定財源、国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金150万円を増額計上し、代わりに特定財源のその他、負担金の保育料を40万円及び諸収入の副食費を110万円、2つ合わせて150万円減額する財源内訳の変更を行うものでございます。説明欄のこども園施設管理経費、減額の999万5,000円は、節区分の工事請負費において、エアコン設置工事の入札差金1,022万1,000円の減額と、こども園の水道蛇口非接触型レバー取替え工事に22万6,000円の増額、2つ合わせて999万5,000円を減額するものでございます。財源内訳の特定財源、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、エアコン設置工事入札差金分1,022万1,000円を減額し、水道蛇口取替え工事22万6,000円を増額するものでございます。

議長 続きまして、学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、33ページの最下段をお願いします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の1,070万5,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金1,070万5,000円でございます。

34ページをお開きください。

特定財源の内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で895万5,000円と学校保健特別対策事業費補助金175万円でございます。節区分で、需用費の消耗品費150万円につきましては、各小学校でのコロナ感染症対応への消耗品で、飛散・飛沫防止のパーティション、消毒

液、手袋等の購入費でございます。続きまして、節区分、工事請負費108万円につきましては、各小学校のコロナ対策といたしまして、水道の蛇口を非接触型レバーに交換する費用でございます。節区分の備品購入費につきましては、各小学校に導入するサーモグラフィーの購入費と図書室の本を消毒できる機械を入れるものでございます。節区分、負担金、補助及び交付金につきましては、保護者への負担軽減を図るもので、児童の学校給食費1か月分を助成するものでございます。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の647万円。財源内訳といたしましては、国庫支出金647万円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で572万円と学校保健特別対策費事業費補助金で75万円でございます。節区分の需用費、消耗品費につきましては、中学校でのコロナ感染症の消耗品で、パーティション、消毒液、手袋等の購入でございます。節区分の工事請負費92万円につきましては、コロナ対応といたしまして、水道の蛇口を非接触型レバーに交換するものでございます。備品購入費につきましては、サーモグラフィーの購入費と図書室の本を消毒できる機械でございます。また、負担金、補助及び交付金につきましては、学校生徒への学校給食費一月分でございます。

続きまして、目、組合学校費、補正額、増額の38万6,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金につきましては、東安中へコロナ対策として導入するサーモグラフィーを購入するもので、市町負担金の当町の負担分でございます。

議長 最後です。生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 ハートピア安八分を御説明します。

35ページ、上段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、増額の140万円のうち、特定財源、国庫支出金110万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。節の消耗品費20万9,000円は、消毒液等、消毒に関する消耗品です。また、備品購入費119万1,000円のうち89万1,000円につきましては、図書・書籍用除菌ボックス2台分と児童館玩具の殺菌保管庫です。特定財源、その他、寄附金30万円につきましては、安藤重壽氏より、萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費、輸

中等に関する書籍などの購入費でございます。

以上、議第41号、令和2年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第41号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第42号の朗読説明をさせていただきます。

議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,425万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,325万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、39ページが歳入歳出予算補正の歳入、また40ページが歳出でございます。

いずれも合計としましては、補正前の額15億4,900万円、補正額3,425万1,000円、計としまして15億8,325万1,000円です。

41ページ、歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、減額の2,012万5,000円。続いて、款項目とも繰越金、補正額5,437万6,000円。これらは、令和元

年度決算によります繰越金の確定及び繰越金により基金歳入を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、42ページ、歳出内訳でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額1,058万1,000円。節区分、償還金、利子及び割引料1,058万1,000円。これは、令和元年度保険給付費の確定によります岐阜県への普通交付金の返還金でございます。

下の表、款項目とも予備費、補正額2,367万円は、繰越金の残を充てるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第43号の朗読説明をさせていただきます。

議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,394万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

45ページが歳入、46ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計としまして、補正前1億9,000万円、補正額394万4,000円、計としまして1億9,394万4,000円でございます。

続いて、47ページでございます。

歳入内訳でございます。

款項目ともに繰越金、補正額394万4,000円。節区分、繰越金は、令和元年度決算による繰越金の確定によるものでございます。

1枚はねていただきまして、48ページ、歳出の内訳でございます。

表の上段でございます。

款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額394万6,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金394万6,000円は、令和元年度決算の確定に伴います後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

下の表、款項目ともに予備費、減額の2,000円は、今回の補正の端数調整を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第44号 町道路線の廃止について、日程第13、議第45号 町道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の49ページをお願いいたします。

議第44号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8

条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

51ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、整理番号1．路線番号023504、路線名、南川六反1号線。起点、牧字南川4635番1地先から終点、字六反333番地先の延長390メートル、幅員2.5メートルから10.5メートル。

整理番号2．路線番号023510、路線名、南川六反2号線。起点、牧字南川4622番地先から終点、字六反341番地先の延長177.2メートル、幅員3メートルから3.4メートルの2路線でございます。

53ページをお願いします。

こちらは廃止路線網図で、さきに御説明申し上げました廃止する2路線、黒丸が起点、矢印の先が終点を示しております。

続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。

議第45号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第45号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

57ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1．路線番号023678、路線名、南川7号線。起点・終点とも牧字南川4581番3地先。延長38.6メートル、幅員2.5メートルから10.5メートル。

続きまして、整理番号2．路線番号023679、路線名、南川8号線。起点、牧字南川4599番地先から終点、4596番1地先。延長64.4メートル、幅員3メートルから3.4メートル。

続きまして、整理番号3．路線番号023680、路線名、南川9号線。起点、牧字南川4599番地先から終点、4494番3地先。延長140.6メートル、幅員2.5メートルから3.9メートルの3路線でございます。

59ページをお願いします。

こちらは新規路線網図で、前議案で廃止した後の残りの路線を新規路線として再認定する3路線を示しており、それぞれ黒丸が起点、矢印の先が終点

を示しております。

町内企業の事業用地拡大に伴いまして、既存敷地と新たに取得をされた土地とを一体利用したいとの御意向があり、敷地を分断する導水路が支障となるため、払下げの申請がございました。敷地の一体利用により、廃止路線に対する受益は本企業のみとなり、一般公衆の通行の用に供されることがなく、今後、改築・維持などの道路管理を行う必要もないため、町道路線を廃止して払い下げ、残りの町道に対し、新たに認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第44号、議第45号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号、議第45号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。15分に再開いたしますのでお集まりください。お願いいたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第19、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第19の認定第6号までを一括議題とすることに決定をいたし、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 それでは、議案書61ページをお願いいたします。

ただいま上程されました6つの認定議案につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、63ページをお願いいたします。

認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のと

おり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明を申し上げます。

表紙の薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計でございます。

歳入総額60億5,114万5,639円、歳出総額56億3,346万1,712円、差引額4億1,768万3,927円。このうち、繰越明許費といたしまして783万円。法第233条の2の規定によります基金繰入額は2億3,400万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計、歳入総額16億1,262万7,258円、歳出総額15億5,725万1,150円、差引額5,537万6,108円でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億7,194万7,307円、歳出総額1億6,800万1,907円、差引額394万5,400円。

児童発達支援事業特別会計、歳入総額2,109万1,117円、歳出総額2,039万5,734円、差引額69万5,383円。

水道事業会計ですが、歳入総額9億6,160万3,000円、歳出総額10億941万5,104円、差引額マイナス4,781万2,104円でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計ですが、歳入総額8億8,196万6,613円、歳出総額8億6,982万3,358円、差引額1,214万3,255円。このうち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は1,000万円、また繰越明許費は9万円でございます。

1枚はねていただきまして、令和元年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明書につきましては、歳入歳出の決算の内容と関係がございますので、各委員会にて御説明申し上げます。

ページを飛びまして、58、59ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産、(1)土地及び建物の関係でございます。

土地におけます決算年度中の増減といたしまして、区分の公共用財産、その他施設におきまして、道路について2件の払下げを行いました。合計面積186平米でございましたので、決算年度末の現在高といたしまして、25万437平米でございます。

右側、建物の関係でございます。建物につきましては、年度中における増減はございません。よって、決算年度末における延べ面積といたしましては、最下段、6万55平米でございます。

(2)有価証券の関係でございます。

こちらにつきましては、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高といたしまして、合計870万円でございます。

3.物権でございます。単位は平米でございます。

こちらにつきましても、年度中の増減はございませんでしたので、地上権の年度末現在高として、4万8,965平米でございます。

4の出資による権利でございます。単位は1,000円でございます。

こちらにつきましても、年度中の増減はございませんでしたので、年度末現在高といたしましては、合計967万8,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、2の物品でございます。

区分の軽貨物自動車から最下段、消火・通報訓練指導車までございまして、決算年度中の増減といたしましては、軽貨物自動車の関係ですが、1台を廃車、1台をリース車両に切り替えております。続きまして、軽乗用車及び普

通乗用車につきまして、それぞれ1台をリース車両へ切替えを行っております。合計4台の減となりまして、年度末現在高といたしまして、37台の保有となるものでございます。

61ページ、基金の関係でございます。単位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございますが、決算年度中の増減高といたしまして、1億806万円の増となっております。

1つ飛びまして、地域福祉基金につきましては、預金種別の定期におきまして725万5,000円の増、国債におきましては995万円の減となっております。

1つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金につきましては、1,000円の増となっております。

続いて、ふるさと基金につきましては、151万6,000円の増となっております。

続いて、森林環境譲与税基金につきましては、55万6,000円の増となっております。

1つ飛びまして、公共下水道事業整備基金につきましては、1,800万円の減となっております。

国民健康保険基金につきましては、2,701万9,000円の減となっております。

3つ飛びまして、教育振興基金につきましては、2万5,000円の減となっております。

決算年度中の増減の合計といたしまして、6,239万4,000円の増となっております。決算年度末の現在高といたしましては、6億3,678万9,000円でございます。

次に、4の貸付金の関係でございます。

区分の学校給食運営費貸付金でございますが、年度中の増減はございませんので、決算年度末の現在高といたしましては、200万円でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページの関係ですが、平成30年度・令和元年度款別決算額比較表の歳入の関係でございます。

款の町税、上段が30年度、下段が元年度となっておりますが、元年度の収入済額22億2,174万7,965円、不納欠損額につきましては、503万409円を不納欠損処分しております。また、未収入額につきましては8,632万965円でございます。未収入額につきましては、最下段、分担金及び負担金に7,670円が

ございますが、この関係につきましては、空中防除の受益者負担金でございます。

1枚はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

未収入額の関係でございますが、款の21諸収入でございますが、1万1,700円でございますが、これにつきましては、保育料におけます副食費の未収金でございます。

その他の関係につきましては、全額収納いたしております。

歳入を合計いたしまして、収入済額60億5,114万5,639円で、対前年でございますが、2億809万1,193円の減でございます。また、不納欠損額の合計は503万409円、未収入額の合計につきましては、8,634万335円でございます。

1枚はねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、最下段、合計といたしまして、支出済額56億3,346万1,712円でございます。前年に対しまして2億6,252万5,635円の減となっております。

1枚はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

町税決算額の推移の関係でございます。

区分、款の町税でございますが、元年度の前年比増減額でございますが、5,660万648円の増で、前年比102.6%となっております。

続きまして、69ページをお願いいたします。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございますが、消費税が5%から8%に引き上げられた際に、引上げ分のうちの地方消費税の収入につきましては、社会保障4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に経費を充てるものとされております。

表の右側から2列目の一般財源のうち、引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございますが、この列がこの関係を表示している項目でございます。

左側の事業名の保健衛生の福祉医療事業から成人保健事業に、消費税の引上げ分を当町としましては全額を充てていることを示した表となっております。

70ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の概要でございますが、特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会にて説明をさせていただきますので、一般財源のみ御説明をさせていただきます。

款の町税、項、町民税から項、たばこ税まで、収入済額22億2,174万7,965円でございます。

このうち不納欠損額といたしましては、町民税のうち、個人住民税が115万5,000円、法人住民税が42万7,000円、固定資産税につきましては325万円、軽自動車税につきましては19万7,000円をそれぞれ不納欠損処分とさせていただいているものでございます。

次に、款、地方譲与税でございますが、節の地方揮発油譲与税、続いて自動車重量譲与税、続いて、元年度に新たに設けられました森林環境譲与税、合計いたしまして8,558万9,008円でございます。

71ページをお願いいたします。

款節ともに利子割交付金、収入済額210万1,000円。

以下、配当割交付金は837万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金が446万円。

地方消費税交付金が2億4,579万7,000円でございます。内訳といたしまして、地方消費税交付金が1億3,566万1,000円、社会保障財源交付金が1億1,013万6,000円でございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金、収入済額415万7,160円。

自動車取得税交付金が1,431万1,154円。

環境性能割交付金が429万9,000円。

地方特例交付金が7,722万4,000円で、内訳といたしまして、地方特例交付金が1,752万4,000円、子ども・子育て支援臨時交付金が5,970万円でございます。

続きまして、地方交付税、普通交付税と特別交付税を合わせまして、収入済額12億7,403万4,000円。

続いて、交通安全対策特別交付金は190万9,000円でございます。

72ページをお願いいたします。

13. 分担金及び負担金から76ページの県支出金までは、特定財源となりま

すので、各委員会で御説明をさせていただきます。

77ページをお願いいたします。

下段となります。款17の財産収入、節、利子及び配当金、収入済額12万3,819円ですが、このうち一般財源となりますのは、地域福祉基金、下段の財政調整基金、そして東海旅客鉄道株式会社ほか配当金で、合計11万9,000円でございます。

節の土地貸付収入、収入済額561万9,412円につきましては、法人5社、個人1名からの賃貸料でございます。

節、土地売払収入58万4,762円につきましては、町道の払下げによるものでございます。

1枚はねていただきまして、款の寄附金、節の一般寄附金でございます。こちらにつきましては、4団体、個人5名からの寄附金でございます。収入済額15万3,500円でございます。

款の繰入金、このうち一般財源となりますのは、節、財政調整基金繰入金が1億3,914万9,000円でございます。

続いて、款節ともに繰越金でございます。1億8,114万7,485円は、平成30年度からの繰越金でございます。節の繰越明許繰越金1,710万2,000円でございます。

款、諸収入、節の延滞金は361万168円で、町税の延滞金でございます。

節の預金利子、収入済額7,430円は歳計現金の利息となっております。

79ページでございます。

節、雑入の収入済額1億1,305万3,471円のうち、一般財源となります中の金額の大きなものとしたしましては、総務課の関係、職員駐車場協力金でございます。

続いて、80ページをお願いいたします。

款、町債、このうち一般財源となりますものとしたしましては、上段の節、臨時財政対策債で、収入済額2億2,230万円でございます。3年据置きの15年償還で大垣西濃信用金庫から借入れを行ったものでございます。

81ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

歳出につきましては各委員会で説明をさせていただきますので、この場で

は省略とさせていただきます。

ページ飛びまして、106ページをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から3行目の前年度合計と、その上の行の令和元年度の決算額を比較いたしまして、大きく増減のあった項目のみ説明をさせていただきます。

106ページの表、右から2列目の補助費等の関係でございます。前年比7,915万円の増で、率にいたしまして、プラスの12.9%でございました。これにつきましては、プレミアム付商品券事業の取扱事業所補助金や多面的機能支払交付金及び幼児教育・保育の無償化負担金などの増によるものでございます。

その右列となります。普通建設事業費では、前年比4億4,023万3,000円の減となっており、率にいたしまして、マイナスの44.3%でございます。これは、スマートインターチェンジ建設に係る工事負担金及び附帯工事の完了による減及び繰越事業費の減によるものでございます。

1枚はねていただきまして、108ページをお願いいたします。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。

経常的需用費の計といたしまして、最下段の合計でございます。元年度が1億7,389万4,000円でございます。対前年525万円の減となっております。率にいたしまして2.9%の減となっております。

続きまして、110ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

区分の一般公共事業債から最下段、臨時財政対策債まで、それぞれの目的に合わせて借入れを行っているものでございますが、最下段の合計の欄について説明をさせていただきます。

最初に、決算年度中の発行高につきましては、4億5,750万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億4,131万9,000円を償還しております。利息につきましては、2,785万6,000円の支出でございます。決算年度末の現在高につきましては、62億9,023万円となっております。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

2枚はねていただきまして、114ページをお願いいたします。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきます。

令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

最初に、歳入の関係でございますが、保険料の現年度分につきましては、3億1,649万2,000円。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて徴収したものでございます。

滞納繰越分につきましても同様でございますが、収入済額といたしましては、1,258万2,000円でございます。

2つ飛びまして、県支出金でございます。11億4,180万2,000円でございます。

1つ飛びまして、繰入金でございますが、1億1,547万円につきましては一般会計からの繰入金でございます。

右側の歳出の関係でございます。

2行目、保険給付費でございますが、このうち療養諸費といたしまして9億5,644万4,000円、また高額療養費といたしまして1億4,087万8,000円でございます。

2つ飛びまして、国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分といたしまして2億8,983万円、後期高齢者支援分といたしまして9,224万8,000円、介護納付金分といたしまして2,898万1,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、5,537万6,000円でございます。

1枚はねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります加入状況の関係でございます。

二重丸3つ目の保険料の状況でございますが、116ページが一般被保険者、117ページが退職被保険者についての記載でございます。

保険料の現年度分でございますが、下段が元年度分でございます。

一番右側の列でございます。収納率でございますが、一般被保険者が95.4%、退職被保険者分が100%となっております。

続いて、滞納繰越分の収納率の関係でございますが、一般被保険者分が25.2%、退職被保険者分はゼロ%となっております。また、一般被保険者分

の滞納繰越分につきましては、825万6,123円を不納欠損処分といたしております。

以上が国民健康保険の関係でございます。

2枚はねていただきまして、120、121ページをお願いいたします。

令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

歳入の関係でございますが、保険料の現年度分といたしまして、1億1,626万6,000円、特別徴収分と普通徴収分として収入をしております。

4つ飛びまして、繰入金でございます。4,089万円でございますが、これにつきましては、保険基盤安定、そして事務費、保健事業費といたしまして繰入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出の関係でございますが、2つ目の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億5,537万5,000円でございます。

歳入歳出差引分といたしまして、394万5,000円でございます。

右側、121ページは加入状況の関係でございます。

上から3つ目の二重丸の保険料の状況でございます。

一番右側の収納率につきましては、現年度分といたしましては99.2%、滞納繰越分といたしましては28.8%でございます。また、滞納繰越分におきましては、25万4,400円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、124ページをお願いいたします。

令和元年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

歳入の関係でございます。

障害児給付費といたしまして1,126万8,000円、1つ飛びまして、繰入金といたしまして579万8,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

総務費といたしまして1,991万7,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして69万5,000円でございます。

右側、125ページにつきましては、利用状況の関係でございます。

元年度末現在におきましては、28名の方が登録、また利用をされておられまして、1日平均5.9の方が利用をされておられます。

2枚めくっていただきまして、128ページをお願いいたします。

令和元年度水道事業会計決算説明書の概要でございます。

表上段の事業収支の関係でございます。

左側の水道事業収益の関係でございますが、営業収益の給水収益1億7,350万1,700円から最下段の営業外収益の未収消費税4,689万374円までの合計といたしまして、2億3,870万3,000円。

次に、表中央の水道事業費用の関係でございますが、営業費用の原水及び浄水費2,674万5,981円から営業外費用の企業債利息1,368万4,373円と、その下の特別損失1億1,041万7,500円を合わせまして2億4,967万4,843円で、事業収支といたしましては、1,097万1,843円の損失となっております。

続きまして、資本的収入の関係でございます。

企業債7億2,290万円、続いて表中央の資本的支出といたしましては、建設改良費、そして企業債償還金を合わせまして7億5,974万261円でございます。資本的収支といたしましては、3,684万261円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、4,781万2,104円の損失となるものでございます。

続きまして、企業債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

決算年度中の発行高といたしまして7億2,290万円、決算年度中の元利償還高といたしまして、元金で3,475万9,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしましては、17億1,333万円でございます。

1枚はねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書でございます。

歳入でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金が580万6,000円でございます。

1つ飛びまして、また不納欠損額といたしまして、8万9,000円を不納欠損処分いたしております。

使用料及び手数料の使用料といたしましては、2億5,669万円でございます。このうち不納欠損額といたしまして、116万8,000円を不納欠損処分いたしております。

ここに記載はございませんが、収納率といたしましては、現年度分が98.8%、過年度分が20.2%となっております。

国庫支出金につきましては979万円でございます。

繰入金でございます。一般会計と基金の両方から繰入れを行っております。

続いて、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費といたしまして8,041万円。

浄化センター管理費で1億4,719万1,000円。

公債費につきましては、元金、利子を合わせまして6億4,222万2,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、1,214万3,000円で、そのうち基金へ1,000万円を繰り入れております。

地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして1億6,620万円。決算年度中の元利償還高といたしましては、元金といたしまして5億2,987万6,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしまして、57億6,250万4,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、元年度の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ここで監査報告を求めます。

監査委員 碓井昭夫君。

7 番 それでは、監査報告を行います。

令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月24日、25日の両日にわたり、清監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査につきましては、町長から提出されました令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、3つの観点から監査をいたしました。

1つ目として、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適正・効率的に執行されているか。2つ目としまして、決算の計数は正確であるか。3つ目と

しまして、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼としまして、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえて慎重に審査いたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。財産につきましても、適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則に指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

なお、本審査を終えてから2つのことを要望しております。

1つ目は、公務員は全体の奉仕者であり、公平性が貫かれていることが必要であります。職務の遂行には勇気を持って事々に対処していただきたい。

2つ目としまして、令和元年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査をいたしました。いずれも現状では健全な範囲にありましたが、弾力性ある財政とは言い難いものでございます。これからの高齢化などの社会状況を考えても、厳しいことが予想されます。健全化に向けて、より一層の改善を進めていただくことを要望して、監査報告を終わらせていただきます。以上でございます。

議長 御苦労さんでした。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、9月8日から9月16日までの9日間を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月8日から9月16日までの9日間は休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、9月17日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

昼からの議会改革特別委員会は何時からですか。

〔「1時半からでお願いします」の声あり〕

議長 1時半からですので、2階の大会議室で行いますので、お集まりください。

よろしく。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(散会時間 午後0時06分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月7日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 岩 田 讓 治

議 員 渡 邊 明 博

令和2年9月17日（第2日）

議 事 日 程 (令和2年9月17日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第5 議 第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議 第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議 第44号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議 第45号 町道路線の認定について
- 日程第9 認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(追加議事日程)

- 日程第1 議 第46号
意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第2 議 第47号 民事調停申立て等について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1番	石原英一	2番	渡邊裕光	3番	傍嶋邦博
4番	坂悟	5番	大平文雄	6番	西松巖
7番	碓井昭夫	8番	岩田讓治	9番	山中美恵子
10番	渡邊明博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
会計管理者兼 税務課長	坂優	民生調整監兼 住民環境課長	吉村等
建設調整監兼 産業振興課長	岡田立	総務課長	山田靖
企画調整課長	大平共美	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	学校教育課長	堀隆志
生涯学習課長	今村厚士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	定益直子
書記	山形さおり		

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

朝晩、秋の気配を感じるような今日この頃ですが、何かとお忙しい中、第3回の議会、御苦労さんでございます。

これから始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

令和2年第3回安八町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回安八町議会定例会2日目の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、1番 石原英一君、2番 渡邊裕光君に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに5番 大平文雄君。

5番 おはようございます。

今日も1番バッターで一般質問をさせていただきたいと思います。

私のほうから、ICT教育におけるメリットの最適化とデメリットを克服する方策はということで、教育長さんにお伺いするということで質問通告をさせていただいております。

質問の要旨でございますが、令和2年6月議会及び東安中学校組合議会で、小・中学校における1人1台のタブレット端末を導入すべく、補正予算約2億円が議決されました。なぜ今ICT、ICTというのはInformation and Communication Technologyという御存じのとおりであります。なぜ今ICT教育が必要か考える必要があります。ICT教育とは、教育現場で活用される情報通信技術そのものの総称でございます。

折しも2019年12月19日、文部科学大臣のメッセージ、すなわち「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて」と唱えておられます。その中では、1人1台端末環境はもはや令和の時代における学校教育のスタンダードであり、特別なことではありません。これまでの我が国150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、ベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わると述べています。

そのことを踏まえ、当初2023年を目標にしていた整備を、3年間前倒しを決定しました。もちろん、ICT教育はメリットもあり、またデメリットもあります。

ICT教育の5つのメリットにつきましては、まず1番、分かりやすい授業、すなわち図形問題をタブレット上で動かして、学習の動機づけを効果的に行えるということでございます。

2番目、学習の効率化でございます。黒板の内容を生徒側の端末にワンタッチで共有できます。書き写す時間を短縮できれば、その時間を思考力、表現力、想像力を深める活動に充てることができます。

3番目、校務の効率化。近年、教育の校務における多忙化が問題視されております。ICTを活用した校務の効率化により、教員の負担軽減を図ることができます。

4番目、個別学習・協働学習、すなわち一人一人の理解度レベルに応じた出題や、特別な支援が必要な子供たちに対する指導やサポートが可能となってきます。

5番目、情報活用能力。子供たちが必要な情報や手段を選択し活用できる情報活用能力の重要性がますます高まっており、情報社会に主体的に対応していく力を備えることができます。

また一方で、ICT教育の3つのデメリットがございます。

インターネットを巡る問題。すなわち有害サイトを通じた犯罪や、長時間利用による生活リズムの乱れ、健康被害が深刻な問題となる懸念がございます。

2番目、自分で考える力の低下。すなわち分からない問題があってもすぐにインターネットで調べられるため、自分で考え、粘り強く取り組む力の低

下が懸念されております。

3番目、書く力の低下。デジタル機器を活用した教育の場合、手書きするという学習行為が減少しがちとなってきます。

以上、5つのメリットと3つのデメリットを掲載しましたが、文部科学大臣はICT環境の整備は手段であり目的ではないと述べています。最近、各自治体の情報化のCIO、Chief Information Officerとって、いわゆる指導員のことでございますけれども、を置くケースが多くなっております。このCIOを学校、教育委員会に設置し、教員の授業支援等を行う人材としてICT支援員の文部科学省は4校に1名を置きなさいということを提言しております。

7月24日付の日本経済新聞でございますが、これによるアンケート調査の結果でも、端末を活用する際の制約で最も多かったのは、教員のスキルが不足しているということでございます。6割を超える自治体になっております。タブレット端末は、資金力があれば導入できます。しかしながら、ソフト面は一朝一夕に向上させることは困難でございます。

そこで最初に申し上げましたように、ICT教育のメリットを最適化しデメリットを克服する方策、それからCIOの導入を含め、教育長にお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長 教育長 渡邊均君。

教育長 大平議員の御質問、ICT教育におけるメリットの最適化とデメリットを克服する方策はについて、お答えをします。

今回の新型コロナ感染拡大によります3月から5月までの臨時休業中、学校では学習プリントの作成・配付、学校ホームページ画面からの動画配信などといった学習情報の提供と、児童・生徒一人一人の健康状態、健康確認や悩みの把握など、教職員は日々メール発信や家庭訪問及び登校日等の対応をし、学校は児童・生徒の学習保障に努力してまいりました。

このような状況の中、ICT環境の整備は重要であり、充実すべき必須事項への対策を検討してまいりました。

まず、御指摘のICT教育の5つのメリットのうち、メリット1、2、4、5につきましては、児童・生徒の学習能力育成に関する内容でございます。ICT機器やソフトウェアの機能と児童・生徒の学びの意識を連動させるこ

とが最適化対策であると考えております。つまり、超高速無線LAN、それから個人用のタブレット型パソコン、それから電子黒板用の大型画面、デジタル教科書など集団学習あるいは個人学習用のソフトウェア、こういうものがフルスペックで用意された機器類の編集とか検索とかいう機能・特性を最大限に活用して得られます様々な活動の中から、児童・生徒の持っております学びの意識に沿った最適な一連の学習の流れというものに合うように、学習活動を組み合わせて授業づくりをしてまいります。

学校は、授業効果をその都度検証しながら最適な授業づくりをしていかなければなりませんし、よりよい授業づくりのためには校内での研修だけでなく、先進的な実践事例を積極的に導入していくように指導をしてまいります。

次に、メリット3の教職員の勤務に関する内容についてでございます。

既に一昨年度から県教育委員会、県内各市町村と合同で、統合型校務支援システムを導入して推進しております。統合型システムによりまして、管理面では職員の出勤簿を個別入力したものが一括管理できますし、児童・生徒の指導面では、成績処理に関わる通知票、出席簿、あるいはそういうものを個別に入力した出席簿等とリンクすることで、記入したりとか入力したりする手間が減少してきておるところでございます。

今後は、児童・生徒のレポートとか作品、そういうものもデータ化をして蓄積していくことで、さらにリンクを増やして、作品運搬などの手間なども減少していくことができると考えております。

さて次に、ICT教育の3つのデメリットの克服についてでございます。

1のインターネットを巡る問題についての対策は、平成27年度安八町スクールサミットにおきまして、児童・生徒会役員、PTA役員（保護者代表）、教職員代表が一体となりまして、安八町ジュニア・ネットルールを作成いたしました。現在もそれを毎年見直しながら、児童・生徒と保護者が連携して取り組んでいただいております。

ただ、残念ながら、これまで家庭で購入されたスマホなどでのネットトラブルがなくなっていないのが現状でございます。

今後も情報モラル教育を継続しながら、さらに家庭（保護者）との連携が必要であると考えております。

2の自分で考える力の低下及び3の書く力の低下の2点につきましては、

I C T機器の持つておりますメリットとなる機能・特性の裏返しであることと認識して、学校におきましては、何とかカリキュラム・マネジメントをいかにするかということで推進していくよう指導しております。

幾ら便利であるといっても、タブレットの画面上という架空の世界での学習だけで全ての授業がなされるわけではありません。児童・生徒同士の話し合い活動、議論、地域の方の直接的なお話、御講話などなど、現物・現実・リアルな学習とバーチャルな面の補完・補充をして、両者のよさを活用したバランスのよい授業づくりをしてまいります。

また、手で書かないことで、手先の巧緻性・器用さ・漢字の記憶という面では、書く力が低下することは御指摘のように否めない事実でございます。しかし、手先を器用に使う機会は別に設定し、漢字の記憶は別の方法を考えて補充してまいります。あくまでも書く力として重要なのは文章力であると考えております。推敲・編集して文章構成を考えるとという表現自体に、議員御指摘のように専念するようにしてまいります。

このように、メリット・デメリット対策のいずれについても、議員御指摘のとおり、従来からの教育活動とのベストミックス対策こそが最適化の肝と考えております。これからのI C T教育の基盤をさらに強固なものにするためには、児童・生徒を指導する教師自身のI C T活用能力こそ高めなくてはなりません。教職員のスキルアップのための各学校での教職員研修を計画的に実施してまいります。

さらに、御指摘のC I O（最高情報責任者）につきましては、安八町教職員研修各種部会に設置されている情報部会を組織としては活用しまして、顧問校長をトップとしました組織、また今年度に限っては主幹教諭も大変堪能であります。それらを加えた組織として、体制を進めてまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、新体制の整備としてI C T支援員を配置しております。昨年度からネットワーク整備委託事業に組み込んで契約し、プログラミング教育推進のための教職員研修を実施しておりますし、またハード面をサポートするS E（システムエンジニア）も安八町では先進的に配置していただいております。

今回のI C T環境整備を契機に、よりよい社会存続と進化のキーワードは

多様性とハイブリッドと心得て、さらに安八町の学校教育・教育活動の向上を推進してまいります。

以上、大平議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、金額で言うならば2億円近い額を投じて、3年前倒してICT教育、いわゆるGIGAスクール構想というんですか、そういうものを導入していくということで、特に先ほども申し上げましたように、先生の6割方がこの導入に非常に不安を持ってみえるということを踏まえて、最後に教育長が申されましたCIO制度、こういうものを本当に強固にして、このハードだけでなく、特にソフト面を強力に推し進めていっていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

以上です。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

次に、続きまして、8番 岩田讓治君。

8番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、安心・安全な避難所の確保はと題し、質問をさせていただきます。

7月初めから大雨で九州各地、特に熊本県では多くの方が亡くなりました。心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

また、岐阜県内におきましても、高山・下呂地域では大きな災害が発生し、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、このような災害が県内でおきますと、当町の災害時の対応は大丈夫かと町民の皆さんは御心配のはずでございます。広報「あんぱち」8月号では、災害時の避難について特集が組まれてございました。

そこで、避難所についてお尋ねをいたします。

最初の1つ目でございます。平成30年3月に作成されました当町の洪水ハザードマップ、安八町は洪水ハザードマップと地震のハザードマップの2つがありますが、洪水のハザードマップでございます。

町指定の避難所は小・中学校と総合体育館、それに勤労青少年ホームの7か所でございます。また、福祉避難所は安八温泉、ハートピア安八、それに

中央公民館となっております。

このハザードマップが作成されましたときには、既に勤労青少年ホームは老朽化が激しく、一部使用禁止でございました。ほかの避難所は全て2階から4階が避難所になっております。そのように指定がされておるということで、表に書いてあります。

昭和51年9月12日の安八水害のような町内が大洪水になれば、ほぼ全域が水没してしまいますから、避難所を1階につくるのは大変難しいかもしれません。しかし、2階以上の階となれば、避難所として果たして機能するのでしょうか。その上、新型コロナウイルス関係ではより広い避難所が必要になり、また感染が心配で避難をためらう人があったりする今日、避難所の確保をどのように考えておられるのでしょうか。

2つ目でございます。当町の地域防災計画の中には、避難所については基本的なことと、避難所運営マニュアルによるとということが書いてあるだけで、具体的なことは分かりません。安心できる避難所のイメージは描けません。

また、避難所の運営も、避難者で役割を決めて行う旨のことが書かれておりますが、中身は分かりません。

新聞報道によると、海津、養老、池田町などでは、新型コロナウイルス対応も含め、避難訓練が行われたようでございます。具体的な行動イメージができるような行動指針や、町民と共同の訓練が必要ではないでしょうか。

刻々と変わる状況に対応しなければならない危機管理は、幅広い事象を想定し、実現可能な対策を考え、町民に注意喚起しなければなりません。危機管理に終わりはありません。

総務課長の町民を守るという力強い意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田讓治議員の安心・安全な避難所の確保はについてお答えします。

まず1点目の御質問、新型コロナウイルス感染が懸念される状況における避難所の確保についてですが、令和2年6月に岐阜県の指導の下、安八町避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対策編を追加策定いたしました。これは、災害が発生し、避難所を開設・運営するに当たって、密閉、密集、密接の3つの密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底

する必要がございます。通常の避難所運営に加え、新たに事前受付の設置、居住スペースの区割り変更、体調不良者専用スペースの設置などが必要となったものでございます。

現在、町は7施設にて避難所を指定しておりますが、この基準で考えますと、想定収容人数の3割ほどが収容できなくなります。ホテルなどの宿泊施設と提携を結び、避難者の確保という方法もございますが、町内に提携可能な宿泊施設は今のところございません。

また、新たな避難所に指定できるような公共施設もないため、県の指導も得ながら小・中学校の運動場や公共施設の駐車場スペース等に屋外テントなどを整備し、収容可能な人数の確保をできるよう検討してまいります。

また、避難所における感染症対策として、9月補正予算で段ボールパーティション、これは間仕切りのこととございますが、段ボールベッド、簡易組立て式テントの資機材や避難所におけるWi-Fi環境を整備するための予算を計上し、避難所生活環境の充実・改善を図ってまいります。

しかし、洪水等による浸水の被害の場合は、1階の使用はほぼ不可能となります。そうなると、さらに収容可能人数は減り、公共施設での避難所運営は非常に厳しい状況になります。災害の危険があるときは、自分の身は自分で守る自助の備えを行うとともに、早めの避難を心がけていただき、ちゅうちょせず、親戚や友人など町の避難所以外への避難、いわゆる縁故避難も検討していただくことも重要でございます。

また、町は近隣の西南濃町村をはじめ、県内市町村と災害時相互応援協定により、広域避難できるような体制を取っていることをもっと住民の皆さんへ周知していかなければならないと考えております。

次に2点目の御質問、避難所の運営についてですが、災害対策基本法によりますと、市町村等は災害が発生したときには、安全な避難場所を遅滞なく供与するとともに、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報等を提供し、生活環境の整備に努めなければならないとされております。

今回、新型コロナウイルス感染対策に留意した避難所設営訓練を6月に役場職員が中心の安八防災士会で実施しました。さらに、9月12日には職員110人が参加して、段ボール製の間仕切りや段ボール箱を使った簡易ベッドの組立てを実践する初動対応などを学んだところでございます。職員がこの

ような経験を積むことにより、災害時・緊急時の対応が迅速にできるようにと考え、今回の訓練を実施したところであります。

しかし、行政のみでは運営は不可能でございます。避難所の設置・運営は町の管理・責任の下で行われますが、被災者の多様なニーズとその時間経過に伴う変化へより細やかに対応するため、避難所の運営は地域住民である避難者が中心となることが理想的でございます。

岩田議員の御指摘のとおり、災害時に速やかに避難所を開設し運営が行えるように、日頃から町と施設管理者、地域住民の方が共同で実践的な避難所運営訓練を実施する必要があります。具体的には、住民参加の下で行われる災害図上訓練や避難所運営訓練を通して課題を確認・認識し合い、次の訓練や実際の災害時に生かしていくことが重要であります。

災害に強い町を目指すためには、町の施設や環境が安全で快適に整備されていることと同時に、地域の人々が助け合える、共助できるような関係が構築されていることが不可欠でありますので、今後も町民も守るための防災・減災に対する施策を進めてまいりたいと思います。

以上、岩田讓治議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8番 どうもありがとうございました。

再質問でございますけれども、今、御答弁の中に広域避難という言葉がございました。

安八町は海拔4メートルから高いところで6メートルぐらいと、大変平べったいところでございます。一旦雨が降れば、今の話、避難所を1階につくることは難しいということでございます。よって、広域避難、つまり安八町以外のところへ避難するということが大変重要かというふうに思っておりました。

この広域避難につきまして、現在、町のほうで考えておられる具体的な内容、こういうものを教えていただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田讓治議員の再質問でございます広域避難についてお答えをさせてい

たきます。

自治体の枠を超えて住民を避難させる広域避難について、台風接近前の早い段階で市町村などが連携して広域避難を呼びかけることで、住民への発信を強め、逃げ遅れ防止につなげたいと考えておるところでございます。

町は災害対策基本法の規定に基づき、大規模な災害が発生した場合には、一地域の防災関係機関だけでは不十分となることが考えられます。そこで、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図っておるところでございます。

災害時の相互応援協定を締結している関係機関といたしましては、1. 岐阜県内の全市町村、それから西南濃町村会によります西南濃5町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町とでございます。

県外では、福井県福井市、これは旧越廼村でございます。相互応援協定の内容は、救援物資及び資機材などの物的応援、また2つ目といたしまして、被災者の受入れなどの人的応援がございます。

広域避難が必要な場合に、自治体の課題といたしましては、乳幼児、障害者、高齢者等、いわゆる要配慮者に対する移動方法、2つ目といたしまして、避難の受入先での被災者の受入れ方法などが上げられるところがございます。今後、これらの課題に対しまして、相互応援協定に基づき、引き続き関係機関と協議・検討してまいりたいと思います。

以上、岩田譲治議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

8番 どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長さんのほうからお許しをいただきましたので、私のほうからは、身近な公園の整備ということで、少しお聞きしたいことがございます。

安八町第五次総合計画では、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりの中には公園、緑地などの整備ビジョンがあります。

3月の広報「あんばち」に記載されていましたが、アンヒルパークの花壇

の植栽や清掃活動なんかはボランティアの方によって行われていますが、アンヒルパーク、平成7年4月に出来上がってありますが、25年がたちまして、メインの滑り台、ローラーが1,232本で不良が約200本あり、滑りません。また、ほかの遊具も老朽化が目立ち、草木が生い茂り、害虫が発生する時期もあつたり、また階段が崩れたりもしております。

できた当初は多数の利用者があり、町内外の人が遊びに来ていましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、ほとんど利用がありません。以前にも、もう一度皆さんが気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として魅力ある公園にしてほしいとの御指摘がございましたが、改善されていないように感じます。

そこで質問でございます。

1点目、遊具の保守点検は行われていますか。また、その頻度はどれぐらいでしょうか。

2点目、修理を行う予定はございますか。

3点目、今後、公園全体の整備はどのようにお考えですか。

以上、御担当者の方、よろしくお願いを申し上げます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 渡邊裕光議員の御質問、身近な公園の整備についてお答えします。

アンヒルパークは年3回の草刈りや年1回の樹木の剪定、害虫発生時には消毒を実施しています。また、ボランティアの方に御協力いただき、花壇の花植えや除草作業を行っていただいております。

議員御指摘の階段が崩れている箇所は、ゴムマットが破損してつまずくおそれがあったため、その部分を撤去しました。

1点目の御質問、遊具の保守点検は行われていますか。またその頻度はどれぐらいですかについてお答えします。

遊具の保守点検は、業者委託して実施しています。5月、7月、9月、11月、2月の年5回であります。

2点目の御質問、修理を行う予定はありますかについてお答えします。

滑り台のローラーは、議員御指摘のとおり、約200本取替えが必要です。必要に応じ修理を行ってまいりたいと考えておりますが、ここ数年、相当数の滑り台のローラーの取替えを行っております。また、今後も継続的な取替

えが必要になると思われます。ほかの遊具も老朽化等により何らかの修理も必要な状態です。今後の修繕等、維持費の軽減を図るためにも、遊具の在り方も検討したいと思っております。

3点目の御質問、公園全体の整備はどのように考えていますかについてお答えします。

町の財政状況を見ながら、第五次総合計画の後期基本計画にもありますように、重要課題と位置づけ、ボランティアの方の協力を得ながら、遊具や樹木等の適切な管理に努め、町民の方に親しまれる公園の整備を目指していきます。

以上、渡邊裕光議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 大変分かりやすく説明していただきましてありがとうございました。

今、コロナ禍において、なかなか利用者が少ない、また全体的に利用者が少ないということがございますので、早急に考えていただいて、またみんなが寄れるような公園をつくっていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、これはお願いだけでございます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

引き続きまして、4番 坂悟君。

4番 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、これより私のほうからは放課後児童クラブ移設後のハートピア安八についてということで質問をさせていただきます。

ハートピア安八は、町民の方はもとより、近隣市町村の多くの方に愛され、非常ににぎわっております。放課後児童クラブの空き部屋、展示スペース、現状は自習も可能な状況にはしていただいております。パソコン教室など今後を見越した活用方法を考えるいい機会だと思ひまして、今回質問をしております。

令和2年度の放課後児童クラブがハートピア安八から名森小学校内に移設を予定されていますが、現状の進捗状況を教えてください。

近隣4か所の図書館、図書スペースがあるところには、コロナ（COVI

D-19) 禍中ではありますが、雑音が入らない自習スペースをしっかりと確保されておりました。ハートピア安八内には、展示スペースで自習は可能ではありますが、残念ながらほかの施設に比べて見劣りをしていると私は思っております。

例えば1回の展示スペースをフリーWi-Fiを備えたオープンスペース化、2階の現状パソコン講座なんかをやられている非常にいい部屋があるんですけども、その部屋を、講座もできる、自習もできる、Wi-Fi機能、いろんな端末を持ってきて、コンセントにつないで1時間、2時間自習ができる、そんな部屋に造り変えていったらいいんじゃないかなという現状、時代に沿った新しい視点を取り入れる、そんな考えはないでしょうか。

それと今後、放課後児童クラブがハートピアから移設されて空くスペースをどのように今後活用されるかを示していただきたい。以上です。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 坂悟議員の御質問、放課後児童クラブ移設後のハートピア安八についての1点目の進捗状況についてお答えさせていただきます。

現在、今回の移設工事を設計委託している業者との細部にわたる工事の打合せを実施しております。その後、工事請負費の入札を執行し、落札業者が決定いたしましたら、名森小学校の児童クラブ移設予定地の教室の備品等の整理をして、教室の改修工事に取りかかりたいと思います。

改修工事につきましては、現在使用している教室を使うことから、年度内完成を予定しております。

以上、坂悟議員への回答とさせていただきます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 ハートピア安八は、生涯学習の拠点として、平成15年に産声を上げてから今日に至るまで、議員の言われるとおり、町内外の多くの方にご利用いただいています。町民にとっては、身近な施設として図書館、児童館、天文台のプラネタリウム、歴史民俗資料館での企画展等、子供からお年寄りまで幅広い年代層の憩いの場となっています。

2点目の御質問、1階フロア展示スペースをフリーWi-Fiのあるオープンスペース化、パソコン室をより多くの方が使える講座学習、Wi-Fi自習室化など、時代に沿った新しい視点を取り入れる考えはありませんかに

についてお答えします。

1階フロア展示スペースは、年間135日間、展示や古典、県の移動パネル展など幅広く御利用いただいています。展示占有がない期間については、自習休憩スペースとして開放しています。ハートピア安八館内のWi-Fi整備について検討した経緯もありますが、課題が残るため、早急の整備は難しいと思っています。

パソコン研修室は、生涯学習講座やジュニア文化サークル、パソコンボランティア等で年間約830人の方に御利用いただいています。パソコン研修室は管理人の配置や防犯カメラなどの設置がなく、講座以外は目が行き届かない状況であります。安全面や防犯上の観点から、現状、学習室として一般開放には適していないと考えております。

現在、自習休憩として利用している展示スペースは、防犯カメラがあり、事務室の横に位置するため、一般開放しやすい条件がそろっています。パーティションや机の配置などを工夫して、よりよい環境になるよう努めてまいります。

3点目の御質問、今後、放課後児童クラブ移設で空く部屋をどのように活用されるか示してくださいについてお答えします。

児童館につきましては、年間約3万人の方に御利用いただいております。放課後児童クラブで使用した部屋は、開館当初は児童館の一部でありました。放課後児童クラブ移設後については、児童館機能の拡大などとしての活用方法もありますが、ただいまいろいろの施設の在り方の見直しを進める中で、ハートピア安八についても経費削減につなげるような、より効率的な運営方針を検討してまいります。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 回答ありがとうございました。

まず1点目の移設に関する、今年度中に入札されて工事が完了するというお話なんですけど、これには今いろいろ世間で話題になっていますコロナウイルス関係の対策は何か盛り込まれていらっしゃるかという質問なんですけど、例えば強制排気装置とか、外気取り入れエアコンとか、いろいろあるか

と思うんですけど、その辺りをお聞かせ願いたい。

2つ目、学習課長、現状の状況とかいろいろ説明していただきましてありがとうございました。

ハートピア安八を見直すいい機会ですよ、10年に1回あるか。できてから何回見直されたか分からないんですけど、隣のまちの役場には、フリーWi-Fi機能がオープン化されています。これは調べてもらったら分かると思うんです。以前検討されて、ちょっと難しかった。10年に1回、今回、ハートピア安八関係で、多分来年以降、いろいろ検討されるんだろうと思いますが、そういうときには、斬新なアイデアを何とか盛り込んでいただきたいという思いがあります。

3つ目、今後の御予定がまだはっきりしていないという使用状況ですけど、確かに安八町のいろんな職場が分散しているというのは、これは事実だと思います。いろんなところに分散しているのを集めて、職場環境をよくして、効率化して住民サービスを向上させるというのは非常に大事なことだと思うんで、各方面の御意見をしっかり聞いて、それについてはまた機会があるところで御説明願いたいと、方針が決まればということです。

具体的な質問という意味では1点目ですね。2つ目については、10年に1回なんでしっかりとお願いですね。3点目は、ある意味では将来に対する要望ですけど、以上です。

議長 答弁が要りますね。

4 番 答弁は1番。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

入札にかけます工事内容につきまして、機器等には換気機能がついている等のエアコン等は考えておりませんが、今度移転します名森小学校の教室につきましては、今ハートピアでは1教室を使っておりますが、2教室分確保させて、その分、クラブの子供たちを分散させ、また十分指導員にも指導しまして、窓開け、換気、密にならないような対策で取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

4 番 今のお答えで十分です。要は3密を避けるために1部屋から2部屋を増やすということは、これは重要な対策だと思いますので、ありがとうございます。

した。

議長 生涯学習課長 今村厚士君、いいですか。

4 番 要望をしっかりと聞いていただけるというふうに解釈していますので、いいです。

議長 分かりました。

ここで暫時休憩をいたします。10分から再開をいたしたいと思いますのでお集まりください。お願いします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 休憩前に引き続いて一般質問を行います。

1 番 石原英一君。

1 番 それでは、僕のほうからは移住促進のプロモーションについてお尋ねをさせていただきます。

コロナ禍で働き方、働く場所の意識変化が加速して、移住を検討される方が増えていらっしゃると思います。移住促進の施策に力を入れている郡上市で、担当の政策推進課に話を伺ったところ、去年は移住問合せが25件だったのが、今年8月時点で既に28件だそうです。一方、安八町はというと、8月時点でゼロ件だそうです。

もちろん郡上市と知名度は違います。しかし、今後安八町の魅力を知って移住する方が増加する可能性があると感じております。理由としては、快適なリモートワーク環境と、あと都市部にも出やすい立地の両立を考える、ちょうどいい田舎町を求めて移住する層が増えてきているからです。

安八町民の方に伺うと、恐らく謙虚な気持ちもあるのかもしれませんが、ちょっと自己評価が低くて中途半端な田舎町だという声をよく耳にしますが、これは見方を変えればちょうどいい田舎町だと思います。

都市部の方って、自分の自治体に駅があるというよりも、自分のライフスタイルと、あと行動範囲の中にどれぐらいの交通手段があるかということを探求している方が多いように思います。

そういった意味では、安八町というのは町内にスマートインターチェンジがあり、半径4キロ圏内に新幹線の駅があって、6キロ圏内に東海道線の駅があって、そしてIT企業が集まり始めている福岡への便をはじめ国内線が

充実している小牧空港、名古屋県営空港に40分で行けるという安八町は駅はないけど交通手段が豊富なまちでございます。

また、買物など生活環境の利便性も悪くありません。実際、平成30年から令和元年にかけては、安八町への転入者数460名のうち、転入理由の1位は生活環境の利便性、そしてその後に住宅事情、職業上と続きます。

都市部から移住を考えている人へ上記のことをお伝えして、安八町を勧めたことがあります。しかし、後日連絡があつて、安八町は移住者を歓迎するイメージがないと選択肢から外したそうです。移住者に対する補助金の施策はあつても、一番は移住後の人間関係の構築が想像できるかどうかとおっしゃっていました。移住者のインタビューなどが掲載されているだけでも不安は和らぐそうなんです、そういった部分が安八町は全く見えないとのことでした。これ郡上市でも出ていたお話で、行政の担当者も町おこし協議会の市民の方々も、移住後の人間関係の不安を和らげることが一番重要だとおっしゃっていました。

本当に安八町がじゃあウエルカムじゃないのかということ、安八町に縁もゆかりもない方で移住されてきた30代から40代の御家族、ここには3件と書いてありますが、5件にお話を伺いました。やはり引っ越す前、自治会など人間関係に対する不安はあつたそうです。でも、実際住んでみたら、しきたりに対する戸惑い、例えば斎苑に霊柩車を運転することになっちゃったとかとおっしゃっていましたが、それに戸惑つたとおっしゃった方もいらつしゃいましたが、そういうことに対する戸惑いとかはあつて、あと総会なんかで意見が言いにくい部分はあるんだけど、思った以上に温かく受け入れてもらつて、おおむね満足しているということでした。ちなみに、彼らの移住理由というのは、住宅事情が2件と、当時その安八町だけが中学生まで医療費が無料だったということが2件、そして先ほども出てきました生活環境の利便性が1件でした。

こうして上げてきたように、駅はないけど選択豊富な交通手段、そして生活環境の利便性、そして移住後の人間関係などの情報が町外の方々に伝わっていないという現状がございます。

岐阜県への移住促進の施策を担当する岐阜県地域振興課に話を伺うと、国も県も移住者の定義がいまだに定まっていないのでデータから読み取ること

は難しいとおっしゃいながらも、転入者を移住者として捉えた場合、ここ数年伸びている飛騨市だったり中津川市だったり笠松町は、どこも自治体独自の移住施策に力を入れると同時に、プロモーション活動、つまり移住を考える人たちへ自治体の魅力を伝える努力も持続的にされていて、その効果が出てきているんじゃないかと推測されていました。

岐阜県への移住を考える人に向けて、岐阜県が発信しているインターネットのサイト「ふふふ岐阜」で取り上げている自治体も、結局、自然にそういったプロモーション活動をしていらっしゃるところが取り上げられていて、結局プロモーション活動の差が問合せの差へとつながっているように感じます。

じゃあ、安八町は何にもしていないのかというと、何もしていないわけではなくて、移住フェアへ参加されていたり、パンフレットの設置だったり、ポータルサイトへの掲載などを試みてはいらっしゃるんですが、2市9町の西美濃というくくりで参加されているので、埋もれてしまいがちです。もちろん近隣市町で足並みをそろえて底上げをしていくことで得られるメリットというものもありますので、それはそれでいいんですけども、それとは別に安八町の独自性を打ち出すプロモーションの必要性を感じています。

働く場所を確保する施策はもちろん大切です。それと同時に、安八町の魅力を知って移住を検討する方に向けたプロモーションを強化していった方がいいでしょうか。

移住促進に向けた、町長よりの見解を求めます。よろしく願いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、石原英一議員の御質問、移住促進のプロモーションについてお答えをいたします。

議員の御質問の中にありました、安八町には駅はございませんが、安八スマートインターチェンジや主要道路網などが走っており、交通体系に恵まれておる町だと思っております。都市圏への移動が容易で、なおかつまだまだ豊かな自然も残されており、言われたとおり、ちょうどいい、程よい田舎町だと、私自身もそう思っております。

また、逆に都市圏のほうから見ますと、電車やバスなどの公共交通機関に

不便さを感じる方も多いかもかもしれませんが、車を利用すれば短時間で駅や大型商業施設、総合病院などへもアクセスできる生活環境が整っておると思っております。

こうした背景によりまして、今触れられましたが、安八町への転入理由の第1位が生活環境の利便性という評価につながっているのではないかと思っております。ちなみに、この評価は、昨年度、令和元年度に県が行いました統計調査によるものと聞いております。

しかしながら、皆様御存じのように、出生数の減少、社会経済の変化に伴う転出の増加などによりまして、人口減少が続いてきております。これは当町に限ったことではございませんが、地域コミュニティー、さらには自治体そのものを将来にわたって維持・発展していく上で、移住施策は根幹となる重要な施策であると考えております。この移住施策は、今後さらに限られた人口を奪い合うという自治体間の競争が非常に激しくなってくると思っております。

安八町の過去の人口の歴史、増減を見てみますと、企業の動向により大きく影響されてきた歴史がございます。そういう意味で、企業誘致など、雇用の場を確保するということがもう何よりも大事だと考えております。

それと同時に、安八町に住みたい、暮らしたいと思っただけのような取組を並行して進めていかなければならないと思っております。

安八町総合戦略におきましても、地方への新しい人の流れをつくるを基本目標として、移住・定住施策の推進を掲げており、その中で住宅取得支援、空き家対策、PR事業を柱として推進しております。現在は住宅を取得した方に対する定住促進住宅取得助成金の交付や、西美濃3市9町の広域連携による定住促進PR事業を展開しておりますが、議員御指摘のとおり、安八町独自の情報発信が不足していると感じております。

移住するということは、その方の人生に取りまして大変重要な決断であると思っております。移住先を決める上で、何より情報収集が大切だと言われております。今後は移住された方へのアフターフォローを含めてアンケートを実施するなど、実際に生活をして感じられた生の声などをよく聞きながら、安八町のよさを発信できるタウンプロモーション、そういった企画・活動を課横断的な組織を立ち上げて取り組んでいきたいと思っております。その際

には、日本のみならず世界各地を歩き、訪問されている石原議員の経験、知見、そういったものも生かしてほしいと願っておるところでございます。

安八町に転入された皆さんが、やっぱり安八町に来てよかったと思っていただけのこと、そういう環境をつくる、整えることが何より大事だと思っております。それには目に見えるインフラ、サービスだけでなく、やはり豊かな人間関係が大事だと思っております。安八町は、水との闘いの中で輪中というものを形成して、その中で長きにわたって生活してまいりました。その中で育んだ独特の地域のぬくもり、人と人とのぬくもりがある地域だと私は思っております。

しかしながら、コロナ禍によりまして、この地域のコミュニティー、人間関係が危機にさらされていると感じております。この地域コミュニティーの活性化も大きな、大事な施策だと思っております。こういったことも含めて、定住化促進に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上で、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 答弁ありがとうございました。

町長もおっしゃられたように、移住は人生の中で重い決断になります。10年後、20年後の移住者を獲得するために、ぜひともプロモーションにも力を入れていただけたらと思っております。

御答弁ありがとうございました。再質問はございません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

引き続きまして、3番 傍嶋邦博君。

3番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

それでは、私からは教育現場等における新型コロナウイルス感染症防止対策についてという内容で、教育現場等における新型コロナウイルス感染症防止対策の現状と、今現在抱えている問題、今後の課題について、質問と御提案をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大がなかなか収まらぬ中、小・中学校やこども園の職員の皆様方におかれましては、日々感染症防止対策に御尽力賜り

める方向性を示しました。

こども園は小・中・高校とは違うとはいえ、このウイズコロナ時代に統合計画を進めるのは時期尚早ではないかという住民の方の声も聞こえております。こども園の統合計画も大変重要な案件であるとは思いますが、今進めていくのであれば、このコロナ禍でも進めなければならない理由と、どのような感染症防止対策をもって進めていくのか、町長の見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長 初めに、学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 傍嶋邦博議員の御質問、教育現場等における新型コロナウイルス感染症防止対策について、答えいたします。

質問の1点目と2点目について、小・中学校とこども園とは、ともに新型コロナウイルス感染症対策を実施していますので、私から一括してお答えさせていただきます。

まず1点目、今現在の感染症防止対策と、今現在抱えている問題点や今後の課題についてです。

現在、学校では感染症と熱中症の両方の対策をしており、国や県から示されたマニュアルだけではなく、学校医や学校薬剤師からもアドバイスを受け、校長会で審議を重ねたものを教育委員会と校長会の連名で保護者へお知らせしています。その内容は、1つ、3密を回避するために座席の間隔は1メートルを目安に空ける。2つ、対角線上の窓を常時開けて換気を行う。その際、熱中症予防の観点から、室内の温度は28度となるようにエアコンの温度を設定する。3つ、給食は対面にせず、1方向を向いて食べる。4つ、教室の入り口に消毒液を置くなどです。

こども園についても同様に、給食やおやつのはきは合い向き合いを避けたり、アクリル板で仕切ったりしているほか、各保育室に消毒液を設置しています。また小・中学校と同様に、水道蛇口をレバー式に取り替えるなど、感染防止に努めていきます。

教職員や保育士は、感染防止のため、机や椅子、ドアノブなどの消毒をふだんの業務として定期的に行い、感染防止に努めています。さらに職員に対しては、検温や手指消毒の徹底に加え、3密を避けた新しい生活様式の中で自覚と責任ある行動を取るよう呼びかけをし、体調不良のときは無理をせず

休養し、医師に相談することを勧めています。園児や児童・生徒には、毎朝の検温と健康観察の協力を保護者にお願いしています。

以上が、今現在の感染防止対策です。

次に、現時点における問題点や課題といたしましては、運動会や文化祭、卒業式、卒園式など大勢の集まる行事について、従来どおり開催することは課題がありますが、これらのコロナ対策を取りながら、時間短縮や分散開催により実施することが実施可能であると考えています。

また、子供たちの心の教育として、感染した人への差別、いじめの防止に取り組んでいかなければならないと考えています。

続いて、2点目の感染症対策における職員の負担軽減についてです。

現在も、教職員は児童生徒支援員やスクール・サポート・スタッフの協力を得ながら、児童・生徒がよく触れる箇所を中心に消毒を実施しています。また、サーモグラフィーや机にパーティションを設置し、教職員の負担軽減と飛沫防止対策の環境を整えております。さらに、図書の本についても、殺菌消毒のため除菌ボックスの導入をしております。

感染防止対策に終わりはない、また園児、児童・生徒の健康を守るという強い思いで、今後もこども園、学校を地域全体で支えていく体制づくりを進めて行きます。

議長 続きます、町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の御質問3点目、コロナ禍での統合計画を進めなければならない理由と、どのような感染症防止対策をもって進めていくのかについてお答えをいたします。

少子化に伴う園児数の激減、そして施設の老朽化、保育サービスの園による格差という課題を解消するためにも、かねてから申し上げておるとおり、こども園統合は進めていかなければならないものでありまして、コロナ禍にあっても統合は進めていきたいと考えております。

議員御指摘の統合によるこども園人数増につきましては、10月、11月の入園申込み状況により増加することも予想されますが、引き続き、先ほど課長のほうから説明させていただきましたが、感染症防止対策、小・中学校、そしてこども園で行っております感染防止対策を継続してまいりたいと思っております。

なお、今後は園児、児童・生徒、保護者、職員には新しい生活を認識しつつ、明るいこども園生活や学校生活が送れるよう、町といたしましても努めてまいりたいと考えております。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

とてもしっかりした対策をしていただいていることに感謝申し上げます。

感染症防止対策につきましては、大変だとは思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど課長のお話の中にもありましたけど、コロナがもし今後感染した場合について、今叫ばれているコロナ・ハラスメントやいじめがないように、今現在はいないのでいいんですけど、いないからといって、そうではなくて、そういった職員・教員への教育のほうもどうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほどの質問の中でも述べさせていただきましたけど、教員の皆様は大変負担が今増えていると思います。何とぞ、教職員の皆様の負担を軽減できる取組をどんどん増やして行ってください。よろしくお願いいたします。

こども園の統合計画につきましては、感染症防止対策のほうはしっかりとなされているのであれば、統合のほうは重要案件ですので進めていただくといいとは思いますが、実際、このコロナ禍の中、やはり3密を避ける等、今現在でも多い中央こども園のほうも、人数を集中させるだけではなく、やはり人数の分散化とかも図っていくような計画をぜひ立てていただきたいと思います。

また、この統合の中でいろいろと財政の今苦しい中、資金が要るのは分かっております。だけれども、費用対効果をちゃんと考えていただいて、またコロナウイルスの防止対策も考えていただいて計画を進めて行ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

答弁は要りません。

議長 御苦労さんでした。

最後になります。7番 碓井昭夫君。

7番 最後になりましたけど、私のほうからは、小・中学校2学期制への変更に

ついでに御質問をさせていただきたいと思っております。

安八町は、昨年度より小・中学校の3学期制を2学期制に変更いたしました。これは、平成10年7月に開催されました教育課程審議会で次のような答申がなされております。

21世紀の学校像として、1つ、子供たちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場ではなければならない。2つ目、自分の興味・関心のあることに取り組めるゆとりある学生生活とならなければならない。3つ目、また、分かりやすい授業の展開にしなければならないなどと述べております。

週5日制がスタートし授業時間が減少する中、授業時間を確保し、ゆとりある教育活動を展開するための一つの方策として考えられましたのが2学期制の導入でございます。2学期制にすることで、始業式、終業式、定期テストなどの回数が減少し、授業時間が小学校ではおおむね16.5時間、中学校では22.6時間ほど増加をしております。その分を授業に充てる時間が増え、学力の向上、ゆとりある授業が展開できるための一つの方策として考えられましたのが2学期制でございます。

また、教職員におきましては、通知表等の事務に対する作業時間が減り、教職員にも余裕ができ、生徒と向き合う時間も確保しやすいこととなります。

このような目的を持って実施した2学期制でございますが、学校によっては再び3学期制に戻す学校もあります。2009年では約23%の公立中学校で導入されておりましたが、3年後の2013年には約20%まで減少しております。これはどうしてなのか検証する必要があると思っております。

そこで、導入から約1年半が経過しました安八町におきましても、思惑どおり進んでいるのか検証が必要ではないでしょうか。

今年は新型コロナウイルスに振り回され、時数も学習時間も思うように進まず、2学期制の成果についても道半ばではあると思っておりますが、メリット、デメリットについて、まだまだ分からないことも数多くあると思っております。

いずれにしても、2学期制導入で一番大切なことは、生徒の学力向上とゆとりある授業時間の確保だと考えます。

1年半が経過した現在までにいろいろ問題がございますかも分かりませんが、現在までの報告と今後進めるべき方向につきまして、教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 碓井議員の御質問、小・中学校の2学期制への変更について、お答えをします。

移行初年度となりました昨年度から今年度途中までの2学期制への変更の成果を3点から検証いたしました。

第1の成果は、新型コロナウイルス感染による想定外の事態にも対応できる部分があることでございます。2学期制への移行で予想していなかった柔軟性とも言うべきメリットでございます。このコロナ禍による3月から5月までの臨時休業の影響で、3学期制を実施している全国や近隣市町の学校の中には、1学期の終業式に通知表を渡せなかったり、3学期制のまま通知表は2回だけ出したりするという、理解しにくいこだわりや疑問のある対応がなされています。

安八町立学校では、児童・生徒の成長段階に合わせた内容で、1年間を5あるいは6段階のステージやステップを設けております。これによって、十分な時間をかけ、なおかつ児童・生徒の成長をきめ細かく見届けながら、自立の促進と学力の向上の両面から立派な子に育てることができるようしております。

第2の成果は、1学期末に集中していたたくさんの活動をずらすことで、超多忙さが解消され、集中力や粘り強さ、自分らしさや表現力、それらが高まり、自立の促進が大きく具現できたことでございます。

議員御指摘のように、伸び伸びと自分の興味・関心のあることに取り組む学校生活に大きく近づくことができた結果であり、昨年度の登龍中学校の部活動は、県大会優勝の野球部をはじめ、一昨年度に比べ、中体連郡大会以降の優勝あるいは入賞での飛躍的な活躍につながったものと考えております。

また、個人懇談においては、児童・生徒、保護者、担任の三者懇談で、前期の成果を児童・生徒自らが具体物をもって説明・報告、いわゆるプレゼンテーションをして、義務教育9年間の自分の成長を実感できるように、キャリアパスポートとして積み上げていくように工夫をしております。その結果、初年度から保護者は堂々と自分の成果をプレゼンテーションする児童・生徒の姿に感動したという方が何人もあったとのことでございます。自立の促進

につながる姿は、各学校が実施している保護者アンケートの結果にも表れております。児童・生徒の自主性・主体性に関する4つの項目については、80%以上の達成度であると評価をしていただいております。

第3の成果は、授業時間の確保です。議員御指摘のとおり、七、八年前には授業時間の確保という目的が思ったほどの効果を上げられなかったため、一部の県では3学期制への振り戻し現象がありました。

しかし安八町立学校では、時間確保のために通年制という体制を取り、夏休みの短縮と併せて前期と後期の学期休みを平日に設けないようにして授業日の削減を防ぎました。その結果、昨年度末の3月の臨時休業によって予定していた年間授業時数は当然減少いたしました。実施しなければならない標準授業時数の総時数は上回って確保できているとのことでございます。

以上のように、現在のところ、自立の促進と学力の向上という両面を備えた姿、その学期に取り組んだことの自分の成果を保護者と担任の前で根拠を示しながら堂々と表現できる子供たちが育ってきているものと、校長会とともに考えております。2学期制移行の目的の達成レベルは着実に向上しております。

これらの状況から考えて、成果ばかりが目につき、メリットはあってもデメリットが見当たりません。2学期制移行という教育改革は先見的改革であったと自負しております。

なお、池田町の小学校も本年度から2学期制へ移行し、岐阜県下全体では49%と、半数に迫る状況でございます。

今後の課題を上げるとすれば、学力の向上の成果の検証の一部となります。全国学力・学習状況調査の平均正答率が80%を超えるようにすることです。残念ながら、初年度の成果は調査中止のため確認できません。今年度の成果も、長期の臨時休業の影響で、来年度の調査にどう反映されるか、分析し難い面がございます。

しかし、今後もICT教育と連動させ、昨年度明確にした2学期制のメリットを最大限発揮した、目指す姿に向かって方針と指導を着実に実施・検証していくことであると覚悟を新たにしております。

以上、碓井議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7 番 御答弁ありがとうございました。

ただいま答弁をお聞きしておりましたが、デメリットが全くない、メリットばかりだと。本当かなあとあって、半分信じ難いところがございますけれども、大変喜んでおります。ありがとうございました。

学力の向上、部活動の飛躍的な活躍、それから生徒・児童の自主性だとか主体性の高い評価など、全てにおいて大きな成果を上げられていることと思います。これには教職員の意識の向上、父兄の皆様の理解・協力、そして生徒の自立性など、全てにおいて好転しているのではないかという結果だと思います。

しかしながら、質問の中でも触れておりましたけれども、再び3学期制に戻している学校もあることは事実でございます。

今後も、現在に満足することなく、さらに向上を目指した教育指導をお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。御答弁は要りません。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

議会改革特別委員長 大平文雄君。

5 番 議会改革特別委員長 大平文雄。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和2年9月7日月曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

議場の対面方式について、具体的な設置時期を話し合いました。

また、11月に開催される議員研修「議会改革を考える」を受講予定の議員の皆さんに、12月開催の当議会改革特別委員会の研修報告を依頼し、その報告も踏まえて今後の検討課題について協議していくことになりました。

4. 少数意見の留保はございません。

その他は特別ございません。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして、民生文教常任委員長 岩田讓治君。

8 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、令和2年9月9日水曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員と関係執行部のうち、水谷調整監が御出張のため欠席でございました。その他の執行部は全員出席でございます。

付託事件並びに審査の結果。

議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に関わる分を審査いたしまして、全員一致で原案のとおり承認をいたしました。

議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上を審査いたしました結果、当委員会といたしまして、全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他、現地視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 渡邊明博君。

10番 総務産建常任委員会の委員会報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時は令和2年9月10日木曜日、午後1時30分からで

ございます。

2. 出席者は委員全員、関係執行部全員でございます。

3 番目といたしまして、本議会に付託された事件及び審査の結果でございますが、議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、当委員会に関わる分を審査いたしました結果、原案のとおり全員一致で承認いたしました。

議第44号 町道路線の廃止について、議第45号 町道路線の認定について、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、審査をいたしました結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

4 番目といたしまして、少数意見の留保の有無はありません。

5 番目のその他としては、2 件の案件について協議をいたしました。1 件目は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の取扱いについて協議をいたし、本定例議会最終日、今日でございますが、議員提案として本意見書を提出することになりました。

2 点目といたしまして、その他、執行部より調停の申立てについての説明を受け、それについて協議をいたしました。

また、その他ということになりますが、3 点目でございますが、現地視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止をいたしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

議長 以上で委員会報告を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思いますが、1 時半から再開をいたしますので、議場にお集まりください。

御苦労さんでございました。お願いします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時28分 再開）

議長 再開をいたします。

議 長 日程第4、議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第44号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第45号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の

認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第10、認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第11、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第12、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第13、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第14、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

[10番議員挙手]

議長 渡邊明博君から発言の申出がありましたので、これを許します。

10番 渡邊明博君。

10番 議長のお許しを受けましたので、発言をさせていただきます。

このたび、全国町村議会議長会から、各町村議会において地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議決していただきたいということで、政府・国会へ提出していただきたいとの御依頼がありました。この関係につきまして、この後、事務局より議案をお配りしますので、よろしく協議していただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りします。

ただいま渡邊明博君より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より、議案書を配付させます。

[議案書配付]

議長 追加日程第1、議第46号 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

10番 渡邊明博君。

10番 それでは提案説明を申し上げます。

発案書。議第46号 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

税財源の確保を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和2年9月17日提出。提出者、安八町議会議員 渡邊明博。賛成者、安八町議会議員 大平文雄、岩田讓治、西松巖。安八町議会議長 山中美恵子様。

続きまして、意見書を朗読し、説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記といたしまして、1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来

国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、岐阜県安八郡安八町議会。

また、提出先の関係でございますが、今国会のほうで組閣をしておる関係で、衆議院提出先の衆議院議長以下、各大臣につきましては、新内閣発足後の名前で提出させていただきますので、お願いをいたします。

以上でございます。どうぞよろしく審議のほどお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第46号 意見書第1号は原案どおり可決しました。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、皆様方をお願い申し上げたいと思います。

特定の町民の方からの町に対する情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求に関し、町において未処理である濫用的請求の取下げ、将来にわたって濫用的な請求を行わないこと及び相当額の損害賠償金の支払いに応じるよう、民事調停の申立てをさせていただきたいと考えています。

大変恐縮でございますが、日程を追加していただきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の承認をさせていただきたいと思っております。

この後、職員から議案を配付させていただきますので、よろしく申し上げます。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、民事調停申立て等について提案がされました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、民事調停申立て等についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より、議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議 長 追加日程第2、議第47号 民事調停申立て等についてを議題といたします。提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、追加提案させていただきます議第47号 民事調停申立て等についてにつきまして、議案を朗読し、提案とさせていただきます。

議第47号 民事調停申立て等について。

次のとおり調停の申立て等をするることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月17日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 調停の申立ての相手方の住所及び氏名。岐阜県安八郡安八町、これ以上の住所・氏名につきましては、個人のプライバシー保護のため、伏せております。安八町在住の1名の方でございます。

2. 調停の申立ての要旨。町は、相手方に対し、相手方の町に対する情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求に関し、町において未処理である濫用的請求の取下げ、将来にわたって濫用的な請求を行わないこと及び相当額の損害賠償金の支払いに応じるよう調停を求める。

3. 調停の申立ての理由。町におきましては、濫用的態様で行われた相手方からの情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求により、担当職員がそれらに関する業務に忙殺され、かつ未処理分について膨大な事務処理量に上ることが見込まれるという看過できない事態が生じている。よって、前記各請求は町に対する不法行為に当たる。そして、前記各請求を原因とし

て、郵便切手代、封筒代、コピー用紙代、コピー料金、人件費を支出せざるを得なくなった。これらは不法行為に基づく損害である。

以上から、上記2に記載したとおり、相手方に対し、未処理の濫用的請求を取り下げるとともに、将来にわたって濫用的な請求を行わないことを求め、かつ不法行為によって町が被った損害の賠償を求めるため、調停を申し立てるものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 本件について、質疑を行います。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋君。

3番 今回の議案について、3点お聞きしたいことがございます。

1点目は、安八町情報公開条例第9条の2において、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合、延長をかけ、それでも通常業務に支障が生ずるおそれのある場合、相当の部分につき公開決定をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りると定められております。また、令和元年9月18日に施行された権利濫用請求の取扱い基準にも、条例第9条の2を適用したとしても業務上の支障が看過できない場合、権利の濫用請求として決められております。ということは、公開請求が大量である場合、条例に従って、部分につき公開決定をしていると思われませんが、先月の8月末までに部分公開をした案件は何件ほどに上がるのでしょうか。

2点目は、権利濫用請求の取扱い基準3. 権利濫用請求に係る請求者への説明・情報提供等において、大量請求の場合、公開決定等を行い、公文書の閲覧等ができるまでに相当な期間を要し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについて、請求者に対し説明し理解を求めること。請求者が必要とする情報の内容を十分に聴取しとあり、これらの要請等を行ったにもかかわらず、請求者が正当な理由なく拒否する場合に、権利の濫用として拒否することを検討することとしております。今までに請求者に対し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについての説明等、請求者に対し十分なる聴取はなされたのでしょうか。

また、それを行ったにもかかわらず請求者は正当な理由なく拒否をしてきたのでしょうか。

3点目は、請求者への拒否通知と安八町情報公開審査会への報告は今までにありますでしょうか。

以上、3点につき教えてください。お願いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 傍嶋議員からの3点の御質問に対しまして、まず私からお答えさせていただきます。

この関係の答弁につきましては、正確性を期するために、担当である調整監 水谷から答弁をさせていただきたいと思っております。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

議 長 水谷調整監、お願いします。

調整監 ただいまの傍嶋邦博議員の質疑についてお答えさせていただきます。

質問事項については3点と理解しております。

まず初め、情報公開条例第9条の2、公開決定等の期限の特例についてでございます。

安八町情報公開条例は、令和元年9月に改正を実施しております。そのうちの改正点の一つとして、第9条の2の項目を追加いたしました。公開決定等の期限の特例を設けたところでございます。この特例においては、議員御指摘のとおり、公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公開請求に関わる行政文書のうち、相当の部分につき、当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定をすれば足りるとしております。

この改正条項につきましては、条例改正後の公開請求に対して適用になるものであり、今回の調停の対象となる請求行為については、大半が改正前のものでございますので、現在までこの9条の2を適用したものはありません。

なお、仮に適用したとしても、総合的な情報公開に要する事務作業量は何ら変わらないところであります。

2点目、調停の相手方に説明をしたかという御質問というふうに理解しておりますが、これについては様々な請求の過程での手続、または審査請求、監査請求等の場において、調停相手人との様々な意見交換を実施してきております。その過程で、こちらの要望等についてもお知らせし、さらに請求等に係る補正等も繰り返し実施してきたのは事実でございます。それに対し

て応じるもの、応じないもの、結構ありまして、現在、そのやり取りも継続しております。

最後の質問については、審査会に答申したかという御質問でございますが、当該調停の相手方に関する請求行為については、審査会の答申はしておりません。

以上、傍嶋議員の質疑に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 ちょっと待ってください。

質問は、1人3回までといたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

傍嶋議員。

3番 先ほど、1点抜けておりましたので、ちょっとそれだけ確認なんですけど、拒否通知のほうは出されたかどうかだけ、それも先ほどの質問でさせていただいたので。

議長 水谷調整監。

調整監 ただいまの傍嶋議員の質問についてでございますが、拒否通知は出しておりません。

議長 いいですか。

3番 はい。

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋議員。

3番 議長のお許しをいただきましたので、議第47号 民事調停申立て等について、反対意見の討論とさせていただきます。

安八町情報公開条例の第8条の2において、公開請求が権利の濫用に当たる場合は、当該請求を拒否することができるかと規定されております。

そもそも公開請求が権利の濫用と判断するのであれば、請求を拒否することで足りることであり、この厳しい安八町財政の中、わざわざ弁護士費用をかけてまで調停をする必要がないと、私は思います。

しかも今回の事件は、権利の濫用と判断し、公開を拒否できる権利を有するこの安八町が、ある町民の方から提出された公開請求を、権利の濫用的請

求と判断しているにもかかわらず、その公開請求について、本来出すべきはずである拒否通知ではなく公開決定通知を出しておいて、しかも閲覧までさせたにもかかわらず、その後に権利の濫用的請求として、職員自らがコピーしたコピー代やコピー用紙代まで損害賠償するという、一般常識から見ても疑念を抱きかねない事件でございます。

行政は、条例や規則に沿った行政運営を行うのが当然であります。公開請求が大量で、職員の通常業務に支障があれば、安八町情報公開条例第9条の2を適用した後、第8条の2を適用することで条例が規定されており、調停で決めましょうとは規定されておられません。

結論といたしまして、条例で定められている手順を踏む前に、権利の濫用的請求という言葉を用いて調停に持ち込むのは、条例を軽視しているとも思われかねない行動であり、しかも弁護士費用が幾らかかるのかの明らかな提示すらなく、今回の議案の調停は時期尚早であるとしか言わざるを得ません。

以上のことから、私は反対させていただきます。議員の皆様方におかれましては、いま一度コンプライアンス、いわゆる法令等遵守の重要性を御理解いただき、コンプライアンスを軽視することなく、御賢明な御判断をしていただきますことをお願いいたしまして、私からの反対討論とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 ちょっと待ってくださいね。

念の為に申し上げます。討論は反対、賛成交互に行っていただきます。討論は、同一議題について1人1回でございます。

それでは、次に原案に賛成の発言を許します。

岩田讓治議員。

8番 私からは、賛成討論をさせていただきます。

本件は、会期中の9月7日全員協議会並びに9月10日総務産建常任委員会において執行部より説明を受け、そして案件の重大さにつき、その事実を確認いたしました。

これまでの濫用的な請求、その対応だけで本来の業務に計り知れない損害が出ることは誰もが容易に推察できます。

これらのことを理由として、申し立てる当該調停については、その合理的

な解決を図る上で正当な手段であることを理解いたしております。

よって、賛成すべきであると考えます。

調停という話合いの場で、法律の専門家である調停委員から適切なアドバイスをもらいながら解決に向けて進める手法が、適切な方法との考え方でございます。

本来、危機管理に関する業務は自然災害、人為的災害、感染症等から町民の生命・財産を守るためであることは言うまでもないことでございます。年々変わり行く災害等に適合すべき対策を強化、安全・安心なまちづくりの実現のためには、早急に町行政を正常に戻すことが必要不可欠でございます。そのためにも、執行部をはじめ職員の方には法的機関である裁判所で、調停で正当かつ妥当な解決を図るべく、最大限の努力をしていただく必要があると思います。

以上で、賛成討論といたします。終わります。

議長 ほかに討論はございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

なお、起立されない方は反対とみなしますのでよろしくお願いいたします。追加日程第2、議第47号 民事調停申立て等については、原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 御着席ください。

起立多数でございました。したがって、議第47号 民事調停申立て等については原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。御苦勞さんでございました。ありがとうございます。

(閉会時間 午後2時06分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月17日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 石 原 英 一

議 員 渡 邊 裕 光